

会議の概要（議事録）

会 議 の 名 称	(番 号) 1 - 4 8	令和 6 年度第 1 回 墨田区公契約審議会		
開 催 日 時	令和 6 年 1 0 月 1 1 日 (金) 午後 2 時から午後 3 時まで			
開 催 場 所	墨田区役所庁舎 8 階 8 1 会議室			
出 席 者 数	1 3 人【委 員】谷内田 昌克、定谷 英明、出雲 洋行、斉藤 正平、 鈴木 利治、阿部 かおり、村田 淳 【事務局】総務部長、契約課長、契約課契約係長、契約課主査 (3)			
会 議 の 公 開 (傍 聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	6 人	
議 題	1 墨田区長から墨田区公契約審議会への諮問について 2 令和 6 年度労働報酬下限額適用契約について 3 令和 7 年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について			
配 付 資 料	資料 1 墨田区公契約審議会開催スケジュール (案) 資料 2 令和 6 年度労働報酬下限額適用契約一覧 資料 3 令和 7 年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について 【参考資料】墨田区公契約条例、墨田区公契約条例施行規則、墨田区公契約審議会 委員名簿、墨田区公契約審議会事務局名簿 【当日追加資料】墨田区公契約条例 (工事) 未熟練工に関する意見について、調 査対象職種の定義・作業内容 【当日追加資料】令和 7 年度労働報酬下限額 (業務委託・指定管理) 他に関する 意見について、職種別有効求人・求職状況 / 求人賃金状況 (令和 6 年 3 月分)			
会 議 概 要	1 開会、定足数の確認 2 総務部長挨拶、諮問書の伝達 (机上配付) 3 令和 6 年度労働報酬下限額適用契約について 事務局 (契約課長) から令和 6 年度労働報酬下限額適用契約について報告し た。 4 令和 7 年度労働報酬下限額の設定についての審議 事務局 (契約課長) から労働報酬下限額の設定に関する考え方等について説明 した。また、当日追加資料について、提出委員から説明があった。 委員からの主な意見とそれに対する他委員の意見・区の回答等は、別紙のとおり 諮問書 (写) は別紙のとおり			
所 管 課	総務部契約課			

1 令和7年度労働報酬下限額の設定について

工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
「未熟練工」の労働報酬下限額は、本来であれば、公共工事設計労務単価の各職種の70%とすることが妥当と考えるが、現実的なところで、「軽作業員」ではなく「普通作業員」の単価の70%とするべきである。他自治体の例にとられることなく、本区にとって最も良い設定を審議したい。	【他委員の意見】 本区にとって最も良い設定を、という部分には賛同する。一方で、条例自体がスタートしたばかりであり、まだ効果を検証する段階には至っていないため、まずは現在の設定方法を踏襲する方向で議論してもよいのではないかと。また、「未熟練工」と「熟練工」の扱いについては、各社の状況が異なることから、各社から情報を募った上で、次回の審議会で議論したいと思う。

業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
地域社会の持続的な活性化のためには、本区域内において、平均的な質の労務を提供できる労働者を確保でき、かつ、民間賃金水準を少なくとも押し下げてしまうことのない金額の設定が必要だと考える。そのため、民間賃金動向や、区部の他の公契約条例制定自治体の労働報酬下限額を十分に勘案する必要があるのではないかと。	【他委員の意見】 労働報酬下限額の適用対象ではない現場の労働者との均衡の問題もある。労働報酬下限額に合わせて全体を賃上げするにも、発注側との最低賃金分以外の部分での値上げ交渉が難しい現状もあるため、中小企業の多い本区においては、労働報酬下限額の設定は最低賃金をベースに審議していくのが望ましいと考えている。
人手不足の職種でも優れた人材を確保するため、職種別に労働報酬下限額を設定することが望ましいと考える。	【他委員の意見】 本区の労働報酬下限額対象契約は、給食調理等が多く、今のところそれほど多様な業種とはなっていないが、職種別の設定もひとつの案として、次回の審議会で検討していきたい。

2 その他

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
公契約条例の「労働報酬に係る受注者の連帯責任」について、条例案の段階では直接支払いを受注者に義務付ける内容となっていた。条例制定の段階で現在の内容に変更されたが、元に戻すべきである。	【区（事務局）の回答】 当該部分については、パブリックコメントでのご意見を踏まえ、法的な検討も行った結果、内容を変更した経緯がある。条例制定の手続きを経て、付帯決議がついた形で可決されたものである。
すべての労働報酬下限額対象労働者に対して、条例、労働報酬下限額の申出権と方法、申出者に対する不利益取扱いの禁止、違反事業者への各種措置について周知を徹底する必要がある。	
労働報酬下限額対象労働者等を対象に、その受取実態の調査を定期的に実施する必要がある。	

令和6年度第1回墨田区公契約審議会

令和6年10月11日（金）午後2時～
区役所庁舎8階81会議室

1 開会

2 議事

墨田区長から墨田区公契約審議会への諮問について

令和6年度労働報酬下限額適用契約について

令和7年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について

3 その他

令和6年度第2回墨田区公契約審議会について

4 閉会

配布資料 資料1 墨田区公契約審議会開催スケジュール（案）
資料2 令和6年度労働報酬下限額適用契約一覧
資料3 令和7年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について

参考資料 墨田区公契約条例
墨田区公契約条例施行規則
墨田区公契約審議会委員名簿
墨田区公契約審議会事務局名簿

墨田区公契約審議会開催スケジュール（案）

令和 6 年度

1 0 月	11月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
第 1 回審議会を開催 （ 諮問、労働報酬下限額 適用契約の報告等 ）		第 2 回審議会を開催 （ 答 申 ）			必要に応じて第 3 回審議 会を開催

	規則（第3条）該当	件名	契約の相手方	契約締結日	履行期限
1	業務委託契約	第1号（施設清掃・受付・警備・維持管理） トイレ清掃委託（北部）	株式会社 J S K	令和6年4月1日	令和7年3月31日
2		第1号（施設清掃・受付・警備・維持管理） トイレ清掃委託（南部）	株式会社 E L S	令和6年4月1日	令和7年3月31日
3		第2号（給食調理） 墨田区立保育園給食調理業務委託（花園保育園）	株式会社レパスト	令和6年4月1日	令和11年3月31日
4		第2号（給食調理） 墨田区立保育園給食調理業務委託（太平保育園）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
5		第2号（給食調理） 墨田区立保育園給食調理業務委託（寺島保育園）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
6		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（隅田小学校）	協立給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
7		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（二葉小学校）	東都給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
8		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（中和小学校）	協立給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
9		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（柳島小学校）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
10		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（業平小学校）	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 東京支店	令和6年4月1日	令和11年3月31日
11		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（第四吾嬬小学校）	H I T O W A フードサービス株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
12		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（第一寺島小学校）	株式会社東洋食品	令和6年4月1日	令和11年3月31日
13		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（文花中学校、文花中学校夜間学級）	東都給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
14		第2号（給食調理） 学校給食調理等業務委託（吾嬬立花中学校）	一富士フードサービス株式会社 関東支社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
15		第3号（学校管理） 学校管理業務委託（吾嬬第二中学校）	株式会社両国ビルサービス	令和6年4月1日	令和10年3月31日
16		第3号（学校管理） 学校管理業務委託（緑小学校・緑幼稚園・柳島小学校・柳島幼稚園・曳舟小学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
17		第3号（学校管理） 学校管理業務委託（言問小学校・第四吾嬬小学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
18		第3号（学校管理） 学校管理業務委託（第三寺島小学校・第三寺島幼稚園）	明治企業株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
19		第3号（学校管理） 学校管理業務委託（墨田中学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
20		第3号（学校管理） 学校管理業務委託（吾嬬立花中学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日

	規則（第3条）該当	件名	契約の相手方	契約締結日	履行期限
21	工事請負契約	第四吾孺小学校校庭整備工事	川崎ネット工業株式会社	令和6年5月28日	令和6年9月30日
22		外手小学校内装改修その他工事	株式会社勝美工務店	令和6年5月30日	令和6年11月15日
23		二葉小学校図工室ほか内装改修工事	坂田建設株式会社 東京支店	令和6年6月6日	令和6年10月31日
24		隅田小学校外壁改修その他工事	株式会社岡本工務店	令和6年6月12日	令和7年1月31日
25		横川コミュニティ会館外1施設内装改修その他工事	岡建工事株式会社	令和6年6月19日	令和7年3月31日
26		南辻橋取付道路工事	坂田建設株式会社 東京支店	令和6年6月24日	令和7年3月31日
27		両国中学校外壁改修その他工事	坂田建設株式会社 東京支店	令和6年7月3日	令和6年11月29日
28		横川コミュニティ会館外1施設内装改修に伴う電気設備工事	電工舎・山一建設共同企業体	令和6年7月8日	令和7年3月31日
29		特別区道墨119号路線（曳舟川通り）道路バリアフリー整備工事（2-1工区）	常盤工業株式会社 東京営業所	令和6年7月16日	令和7年3月14日
30		立花ゆうゆう館内装改修その他工事	岡建工事株式会社	令和6年7月25日	令和7年3月31日
31		特別区道墨122号路線緑地帯再整備工事	株式会社柳島寿々喜園	令和6年9月2日	令和7年10月31日
32		二葉小学校増築その他工事	坂田・岡本建設共同企業体	令和6年9月11日	令和8年3月31日
33		二葉小学校増築その他に伴う電気設備工事	昭電・ヤマト建設共同企業体	令和6年9月11日	令和8年7月31日
34		二葉小学校増築その他に伴う機械設備工事	浦安・タカヤマ建設共同企業体	令和6年9月11日	令和8年7月31日
35		文花テニスコート整備工事	東亜道路工業株式会社 東京支店	令和6年9月30日	令和7年6月13日

令和 7 年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について

1 工事請負契約

(1) 墨田区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：墨田区公契約条例第 9 条第 1 項第 1 号

労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（ ）
「公共工事設計労務単価」

(2) 考えられる方策

「熟練労働者・一人親方」及び「未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者と判断する者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下「未熟練工等」という。）」とに分けて設定する。

【参考】令和 6 年度都内公契約条例制定自治体における「熟練労働者」の労働報酬下限額の設定状況

渋谷・千代田・目黒・新宿・杉並・江戸川・中野・北・墨田 / 国分寺市	R6 公共工事設計労務単価の 90%
世田谷 / 日野市	R6 公共工事設計労務単価の 85%
足立 / 多摩市	R5 公共工事設計労務単価の 90%

【参考】令和 6 年度都内公契約条例制定自治体における「未熟練工等」の労働報酬下限額の設定状況

渋谷・世田谷・目黒・新宿・杉並・江戸川・中野・北・墨田	1 時間あたり 1,540 円
足立	1 時間あたり 1,512 円

- 1 市部については、多摩市（1 時間あたり 1,250 円）
- 2 千代田区・日野市・国分寺市については、熟練工とそれ以外を分けて設定していない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 墨田区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：墨田区公契約条例第 9 条第 1 項第 2 号

労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる公契約に係る労働者等 区の区域に係る最低賃金法第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 13 号）第 18 条第 1 項に規定する報酬の額に、同条例第 21 条第 1 項に規定する地域手当に相当する報酬を加えて得た額

【参考】令和 6 年度都内公契約条例制定自治体における業務委託及び指定管理協定の設定状況
(単位：円（1 時間あたり）)

世田谷	中野	新宿	渋谷	杉並	江戸川	足立	墨田	千代田 1	目黒・ 北
1,330	1,310	1,245	1,240	1,231	1,220	1,219	1,210	1,200	1,191

1 千代田区は、業務により 7 種設定しており、上記は専門職種以外の金額である。

2 市部については、日野市(1,169、指定管理対象外)多摩市(1,169)国分寺市(1,139)
(多摩市・国分寺市も業務により複数設定しており、上記はその中の最も低い金額)

墨田区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約について基本理念を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、優れた人材を確保することができる環境の整備を図り、公契約に係る施策の基本方針を定めることにより、これに基づく公契約に関する施策を推進し、もって区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区の指定を受けた者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

受注者 区と公契約を締結する者をいう。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところにより受注者又はアに掲げる受注関係者に次号アに掲げる労働者を派遣する者

労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2条第1号に掲げる労働者

イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる労働者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本理念)

第3条 公契約に係る入札及び契約の手続は、透明性及び競争性を確保しながら公平かつ公正に行わなければならない。

2 談合その他の不正行為は、徹底して排除されなければならない。

3 公契約は、契約の締結から履行に至るまで環境及び経済に配慮した持続可能なものとし、地球温暖化対策の一層の推進に配慮したものでなければならない。

4 公契約は、区内企業の受注機会（資材等の調達を含む。以下同じ。）の確保及び地域社会の活性化に配慮したものでなければならない。

5 公契約は、その履行により提供されるサービス等の品質及び価格が適正なものであり、かつ、労働者等の適正な労働条件等及び労働環境が整備されるものでなければならない。

6 公契約は、契約の締結から履行に至るまで、国籍、信条、性別、障害の有無等で差別されることなく、多様性に配慮がなされたものでなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公契約に係る施策を総合的に実施しなければならない。

2 区は、環境及び経済に配慮した公契約を推進しなければならない。

3 区は、区内企業の受注機会の確保及び地域社会の活性化のため、受注可能な分野を確保し増大するよう、努めなければならない。

4 区は、公契約の履行、品質及び価格の適正性を確保しなければならない。

5 区は、公契約に係る労働者等の適正な労働条件等の確保及び労働環境の整備が図られるよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を受託する者として社会的責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、基本理念にのっとり、区が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 区は、第4条に規定する責務を果たすため、公契約に係る次に掲げる施策を推進するものとする。

入札及び契約の手續に係る情報の公開に関すること。

談合その他の不正行為を排除するための措置に関すること。

環境及び経済に配慮した契約の推進を図るための措置に関すること。

区内企業の受注機会を確保するための措置に関すること。

契約の履行、品質及び価格の適正性を確保するための措置に関すること。

適正な労働条件等の確保及び労働環境の整備を図るための措置に関すること。

前各号に掲げるもののほか、基本理念を実現するために必要なこと。

(適用範囲)

第7条 次条から第13条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

工事又は製造の請負契約で、その予定価格が1億円以上のもの

工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が2,000万円以上のもので、墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるもの
指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が定める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第8条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等(最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。第12条第1項並びに別表3の項、4の項及び6の項を除き、以下同じ。)に対し区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬(前条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働報酬にあつては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。)を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で

定める。

（労働報酬下限額の決定等）

第9条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

第7条第1項第1号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

第7条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働者等 区の区域に係る最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）第18条第1項に規定する報酬の額に、同条例第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬を加えて得た額

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する墨田区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

（公契約において約定する事項）

第10条 区は、第8条第1項に規定する事項のほか、公契約において、別表に定める事項を約定するものとする。

（労働者等の申出）

第11条 労働者等（労働者等であった者を含む。この条及び次条において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われないとき、又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対しその事実の申出をすることができる。

（報告、検査等）

第12条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき、又は第8条第1項及び第10条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な

報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による検査又は質問（以下「検査等」という。）を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第13条 区が別表12の項に定める事由による公契約の解除等（第7条第1項第1号及び第2号に掲げる公契約の解除並びに同項第3号に掲げる公契約に係る地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令をいう。以下同じ。）をしたとき（公契約の終了後に約定事項の違反が判明した場合を含む。）は、区長は、次に掲げる事項を公表することができる。

受注者又は受注関係者の氏名及び住所（その者が法人その他の団体であるときは、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

違反の内容

前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該受注者又は受注関係者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

（墨田区公契約審議会の設置）

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、墨田区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

事業者団体関係者 2 人以内

労働者団体関係者 2 人以内

学識経験を有する者 3 人以内

4 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条及び第 14 条の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前において締結されている公契約（指定管理協定においては同日前に公募（公募によらない場合は申請に必要な事項を通知）し、締結した指定管理協定）については、この条例の規定は、適用しない。

別表

番号	約定事項	内容
1	労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる労働者に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2	受注者の負う契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
3	社会保険への加入	受注者は、労働者等を雇用形態に応じ社会保険に加入させなければならないこと。
4	労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。
5	労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならないこと。
6	労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件等に関する事項を区に報告しなければならないこと。
7	労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他の規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
8	不利益な取扱いの禁止	受注者は、第11条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
9	報告の求め及び検査等への対応	受注者は、第12条第1項に規定する報告の求め及び検査等に応じ、協力しなければならないこと。
10	約定事項の違反の是正の求め	区は、受注者が約定事項に違反していると認めるときは、当該受注者に対し速やかに当該違反を是正す

		るために必要な措置を講ずるよう求めることができること。
1 1	約定事項の違反の是正等及び報告	受注者は、1 0の項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならないこと。
1 2	公契約の解除等	区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは公契約の解除等を行うことができ、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 1 0の項に規定する求めに応じないとき。 1 1の項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
1 3	損害賠償責任	受注者は、区が1 2の項に規定する事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならないこと。
1 4	公契約の解除等に係る違約金	区は、1 2の項に規定する事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
1 5	受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と契約を締結するときは、当該受注者が遵守すべき約定事項について、受注関係者が当該受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

墨田区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区公契約条例（令和5年墨田区条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める公契約)

第3条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める公契約は、次の各号に掲げるものとする。

区の施設の清掃、受付、警備（機械警備を除く。）その他の維持管理のみを契約の目的とする公契約

給食調理のみを契約の目的とする公契約

学校の管理のみを契約の目的とする公契約

自動車の運行のみを契約の目的とする公契約

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める公契約

(条例第8条第3項に規定する方法)

第4条 条例第8条第3項に規定する方法については、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(条例第12条第2項に規定する区職員の身分を示す証明書の様式)

第5条 条例第12条第2項に規定する区職員の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）によるものとする。

(条例第13条第1項第3号に規定する規則で定める事項)

第6条 条例第13条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

公契約の件名及び締結の日

解除等をした日及びその理由

前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の会長)

第 7 条 審議会に会長を置き、委員のうちから、互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の議事)

第 8 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第 3 項の規定により会長の職務を代理する者が定められていないときは、区長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第 14 条第 3 項各号に掲げる者のうちからそれぞれ 1 人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、公開しないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(オンラインによる審議)

第 9 条 会長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、会議を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による審議（以下「オンライン審議」という。）により会議を開催し、又はオンライン審議の方法により一部の委員を会議に参加させることができる。

2 オンライン審議における前条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、前項の方法により参加した者を会議に出席したものとみなす。

(審議会の庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(条例別表 6 の項に規定する報告)

第 1 1 条 条例別表 6 の項に規定する報告は、次の各号に掲げる事項について、区長が指定する日までに、書面において行うものとする。

雇用契約の締結の状況

労働報酬の支払の状況

労働時間の管理の状況

約定事項の遵守の状況

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 受注者は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに区長に報告しなければならないものとする。

(条例別表 7 の項に規定する規則で定める事項)

第 1 2 条 条例別表 7 の項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

労働報酬下限額

労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

条例第 1 1 条に規定する申出に関する事項及び当該申出をするときの連絡先

労働者等は、条例第 1 1 条に規定する申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

条例別表 5 の項に規定する受注者の連帯責任に関する事項

(補則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 7 条から第 10 条までの規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

別記様式（表）

				第	号
身 分 証 明 書					
所 属					
職					
氏名					
		年	月	日	生
上記の者は、墨田区公契約条例第12条第1項の規定による立入検査等の権限を有する者であることを証明する。					
発行日	年	月	日		
有効期間	年	月	日		
墨田区長				印	

縦	60mm
横	90mm

別記様式（裏）

墨田区公契約条例（抜粋） （報告、検査等） 第12条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき、又は第8条第1項及び第10条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定による検査又は質問（以下「検査等」という。）を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

墨田区公契約審議会委員名簿

	氏 名	所属等	備 考
事業者団体関係者	谷内田 昌克	墨田建設業協会	
	定谷 英明	プライム環境整備協同組合	
労働者団体関係者	出雲 洋行	全国建設労働組合総連合 東京土建一般労働組合 墨田支部	
	斉藤 正平	東武鉄道労働組合 本社支部	
学識経験を有する者	鈴木 利治	弁護士	会長
	阿部 かおり	公認会計士	会長職務代理者
	村田 淳	社会保険労務士	

墨田区公契約審議会事務局名簿

役 職	氏 名
総務部長	中山 誠
契約課長	田村 俊彦
総務部契約課契約係長	石井 邦恵
総務部契約課契約係主査	津野瀬 正幸
総務部契約課契約係主査	岡本 幸弘
総務部契約課契約係主査	鹿目 ゆかり

2024（令和6）年10月11日

墨田区公契約審議会
会長 鈴木 利治 様

墨田区公契約審議会
委員 出雲 洋行

墨田区公契約条例

令和7年度労働報酬下限額（工事）未熟練工に関する意見について

1、建設業の社会的意義と課題

（1）社会的意義

建設従事者は、道路や橋、公共施設、まちづくり、住まいづくりなど、広く社会資本の整備を担うとともに災害時には最前線で活動しています。阪神淡路大震災や東日本大震災、今年の日日に発生した能登半島地震でも、地元を中心とした建設従事者が真っ先に現場に駆けつけ強い使命感の中、人命救助や道路啓開など、様々な復旧作業に携わり「地域の守り手」として地域社会の安全・安心の確保を担う重要な役割を果たしています。

（2）労働力不足と高齢化

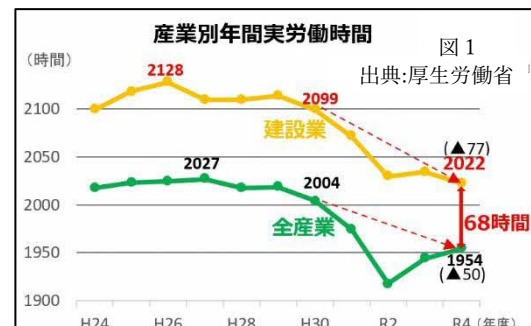
建設従事者の雇用状況は、深刻な人手不足と就業者の高齢化が大きな課題となっています。建設業の就業者数はピーク時の1997年685万人（うち建設技能者数464万人）から減少し続け、2023年には483万人（うち建設技能者数307万人）に落ち込んでおり、この傾向は続くと予測されています。

人手不足の原因として労働人口が高齢化している問題があります。国土交通省が公表している「建設業就業者の高齢化の進行」データによると、建設業就業者のうち55歳以上は約36%であるのに対し、29歳以下は約12%です。全産業でみると、55歳以上の割合は約32%、29歳以下の割合は約16%であり、建設業の高齢層と若者層の開きが大きく、担い手となる若年層就業者が非常に少ないのが特徴です。

（3）労働環境と低賃金

建設業では発注者である施主の意向が大きな影響力を持ちます。そのため、多くの事業者が納期の面で強い重圧に晒されているのが実情です。単純に工期を伸ばせば労務費がかさみ、入札の際も受注面で不利になります。また、建設工事の進捗は天候などの影響も受けるため遅延しがちで、それを取り戻すべく、サービス残業を含む長時間労働が常態化しやすい傾向があります。

2022（令和4）年度建設業の年間実労働時間（図1）は2022時間で、これまでの働き方改革の取組によって他産業よりも減少度合いは大きいですが、なおも68時間ほど多く、依然として高水準です。また、労働者の賃金では、全産業の平均が年間494万円であるのに対し、建設従事



者は417万円と低く、こうした状況を改善しなければ若者に選ばれる建設業、担い手の確保にはつながりません。時間外労働規制の適用を契機に、働き方改革を一層推進していくとともに、併せて処遇改善や生産性の向上に取り組んでいく必要があります。

以上ことから、建設従事者の担い手は減少の一途を辿っています。建設従事者のなり手の減少と同時に高齢化も進んでおり、若年層への技術・技能継承も円滑に進んでいません。建設需要はあるものの人手不足から倒産する人手不足倒産は、2024年上半期全産業で145件、建設業は39件（前年同期比2倍）、調査開始以降で最悪のペース（東京商工リサーチ）で、様々な課題抱える建設業を持続可能な産業に導くことが求められます。

2、令和7年度未熟練工の労働報酬下限額（工事）について

未熟練工の賃金策定の元になった、国交省が定める公共工事設計労務単価の軽作業員、職種の定義と作業内容は図2の通りです。建設従事者は各職種で入場し作業しており、未熟練工も同じです。未熟練工は日々各職種での経験蓄積、技術・技能向上を目指し、自己研鑽しながら現場作業にあたっています。職種の定義や作業内容で言うと、軽作業員の労働報酬ではありません。

図2

03 軽 作 業 員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの
------------	--

墨田区公契約条例では、条例第1条（目的）「優れた人材を確保することができる環境の整備」、第3条（基本理念）5「労働者等の適正な労働条件等及び労働環境が整備させるものでなければならない」、第4条（区の責務）5「労働者等の適正な労働条件等の確保及び労働環境の整備が図られるよう努めなければならない」とあります。

建設業の情勢や課題、条例、職種の定義や作業内容を見たときに、現在の未熟練工の労働報酬下限額で若年層などの担い手が確保できるのか、優れた人材を確保できるのか危惧しています。

未熟練工は、職種の定義や作業内容で言えば軽作業員の労働報酬ではありません。また、公契約条例について、他区の動向や流れで決定するのではなく、建設業の情勢や課題を整理・確認する中で決定することを望みます。

未熟練工の労働報酬下限額の改定を求めます。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特 殊 作 業 員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普 通 作 業 員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽 作 業 員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

2024 年 10 月 11 日

墨田区公契約審議会
会長 鈴木 利治 様

墨田区公契約審議会
委員 齋 藤 正 平

墨田区公契約条例

令和 7 年度労働報酬下限額（業務委託・指定管理）他に関する意見について
標記について、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 令和 7 年度労働報酬下限額（業務委託・指定管理）について

（１）雇用・賃金の現状と見通し

雇用

ハローワーク墨田管内の公共工事・サービス関連職種のうち以下の職種は、求人倍率が高い（表 1）。今後、労働需給が引き締まり¹²、人手不足がより深刻化するおそれがある。

（表 1）ハローワーク墨田管内の公共工事・サービス関連職種の求人倍率（2024 年 3 月）抜粋

職種	求人倍率
建設・採掘従事者（一般常用フルタイム）	4.84
社会福祉専門職業従事者（一般常用フルタイム）	2.03
保安職業従事者（パート常用） 警備など	16.32
介護サービス職業従事者（パート常用）	3.20
自動車運転従事者（パート常用）	2.33

賃金

賃金は上昇している。今後も物価上昇とともに、賃金が増え続けるとみられる。

1）民間賃金の 2024 年度賃上げ率は、概ね 5%である（表 2）。

（表 2）2024 年度賃上げ結果（2024 年 7 月公表）

連合 （全国）	全体：5.10%（前年同期 3.58%）
	300 人未満中小組合：4.45%（同 3.23%）
	有期・短時間・契約等労働者：時給 5.74%（同 5.01%） 月給 4.98%（同 3.18%）
東京都	全体：4.78%（前年 3.92%）

2）消費者物価（除く生鮮食品）の前年比が「2024 年度に 2%台半ばとなったあと、2025 年度および 2026 年度は、概ね 2%程度で推移すると予想される³。これを踏まえ、民間賃金の 2025 年度賃上げは、2024 年度より 0.5 ポイント程度低い、4.5%と予想される。

3）賃金上昇率は、物価上昇も反映する形で基調的に高まっていくとみられる⁴。

¹ 東京都「東京の労働力（労働力調査結果）」。東京都の令和 5（2023）年平均の完全失業率は 2.5%（前年比 0.1 ポイント低下）。

² 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2024 年 7 月。これまで女性や高齢者の労働参加が相応に進んだが、今後は、追加的な労働供給が見込みにくくなるため、雇用の増加ペースが徐々に緩やかになり、景気回復のなかで、労働需給の引き締まりが強まるとみられる、としている。

³ 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2024 年 7 月

⁴ 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2024 年 7 月

(2) 条例第 9 条「その他の事情」(民間賃金動向、区部の公契約条例の労働報酬下限額) の勘案
条例の目的に対する効果的な金額

条例第 1 条「目的」の「優れた人材を確保することができる環境の整備」「区民福祉の向上」「地域社会の持続的な活性化」のためには、労働報酬下限額を、墨田区域において、平均的な質の労務を提供できる労働者等を確保(採用)でき、かつ 民間賃金水準を少なくとも押し下げてしまうことのない金額とする必要がある。

従って、条例第 9 条では、業務委託・指定管理の労働報酬下限額について、東京都最低賃金、区会計年度任用職員給与(地域手当含む) その他の事情を勘案することとしているが、特に、「その他事情」として民間賃金動向や区部の他自治体公契約条例の労働報酬下限額を十分に勘案する必要がある。

会計年度任用職員給与の問題

民間賃金が上昇を続ける一方、会計年度任用職員給与の水準は依然として低い。同給与の最低レベルの号給を主な勘案基準としている区の公契約条例では、総じて、労働報酬下限額が低くなっている(表 3)。会計年度任用職員給与の最低額ばかりにとらわれると、民間賃金と乖離した金額となってしまう、条例の目的に対し効果が十分に表れないおそれがある。

(表 3) 他区公契約条例の業務委託契約等の労働報酬下限額と主な勘案基準(令和 6 年度)

区	労働報酬下限額(円)	主な勘案基準
世田谷区	1,330	行政職(一)1-15
新宿区	1,245	行政職(二)1-19
渋谷区	1,240	行政職(二)1-19
江戸川区	1,220	行政職(一)1-15
千代田区	1,200 他に職種別下限額有	行政職(二)1-19
中野区	1,310	会計年度任用職員給与
杉並区	1,231	
足立区	1,219 他に保育士の下限額有	
墨田区	1,210	
目黒区	1,191	
北区	1,191	

但し、中野区のように、労働報酬下限額の主な勘案基準を会計年度任用職員給与としながらも、基準を「用務職」の一定号給に定めることで、設定金額が民間賃金水準に比べて低くならないようにしている例もある。

(3) 令和 7 年度の労働報酬下限額(業務委託・指定管理)について 【別紙】参照

2 労働報酬下限額以上の労働報酬(賃金、報酬)の支払いの実効性担保

(1) 労働者等に対する申出権等の周知徹底

労働報酬下限額以上の支払いの実効性を担保するため、「条例のすべての対象労働者等が、安心して正当に申出できる状態を保つ」ことが重要である。

具体的には、全ての対象労働者等に対し、条例、労働報酬下限額、申出権と方法、申出者に対する不利益取り扱い禁止、違反事業者への各種措置について周知を徹底する必要がある。

(2) 労働者等に対する労働報酬下限額の支払い実態の調査

労働者等に対する労働報酬下限額以上の支払い状況について、対象労働者等を対象に、その受取り実態の調査を定期的の実施する必要がある。

3 今後の課題

(1) 連帯責任条項の追加

墨田区議会は 2024 年 9 月 29 日、墨田区公契約条例の可決にあたり、以下の付帯決議を付した。

「区は、本条例の施行に当たり、労働者に対して、労働報酬下限額及びこれを下回る報酬が支払われた場合の通報先を周知すること、労働者に対する労働報酬の支払状況について、定期的に議会に報告すること、その状況に応じて、条例改正も含めた実効的な対策について検討すること」

これは、同年 6 月区議会で確認した条例案（民法 537 条「第三者のためにする契約」）から「連帯責任条項」が削除され、法的に「受注関係者のもとで働く労働者等の労働債権の請求権」がなくなってしまい、最終的に、受注関係者のもとで働く労働者等に対する労働報酬下限額の支払いの実効性が担保されない仕組みとなったためである。

については、区議会も決議しているとおり、上記 2 の労働者等に対する周知・調査を実施した上で、区議会ならびに審議会に調査結果を報告し、労働報酬下限額の支払い実態の状況に応じて、条例改正または施行規則（千代田区に先行事例あり）を行い、「連帯責任条項」を設けること。

なお、2024 年 10 月現在、東京都内の 17 自治体で公契約条例が制定されており、12 自治体の条例に「連帯責任条項」がある。

(2) 職種別の労働報酬下限額の設定

人材確保等の条例の効果を向上するため、業務委託契約および指定管理者協定の労働報酬下限額については、人手不足の職種（表 1）などで「優れた人材を確保する」ため、現行の単一額とは別に、当該職種別の労働報酬下限額を設定することを提案する（千代田区、足立区、多摩市、国分寺市に先行事例あり）。

以 上

墨田区公契約条例

令和 7 年度労働報酬下限額（業務委託・指定管理）について

条例のすべての目的に効果があるものとするため、下表のとおり、各目的に対し効果がある金額を算出し、そのうち最も高い金額とすることが望ましいと考えます。

（表）公契約条例の各目的に効果がある金額の算出について

条例の目的		勘案基準		算出 時期
		根拠、算出方法	金額(円)	
(1) 労働者の 確保	人手不足職 種の人材確保	墨田区公契約条例対象の「優れた人材を確保 したい」職種で、ハローワーク墨田の 2024 年 3 月（2023 年度）時点の求人賃金 1 × 1.05（2024 年度賃上げ分 2） × 1.045（2025 年度賃上げ予測分 3）	4	7 月中旬 春闘結果
	近隣自治体 条例との競争 を踏まえた人 材確保	各区公契約条例の 2024 年度労働報酬下限額の 平均 1,235 円 × 1.045（2025 年度賃上げ予測分 3）	1,291	7 月中旬 春闘結果
(2) 墨田区の 工事・サ ービスの 品質確保	民間労働者 の労務の平均 的な質（賃 金）の確保	墨田区公契約条例対象の「優れた人材を確保 したい」職種で、ハローワーク墨田の 2024 年 3 月（2023 年度）時点の求人賃金 1 × 1.05（2024 年度賃上げ分 2） × 1.045（2025 年度賃上げ予測分 3）	4	7 月中旬 春闘結果
	公共サービ スの労働の最 低限の質（対 価）の確保	2024 年 10 月上旬の特別区人事委員会勧告を 踏まえた、区の 2024 年度会計年度任用職員給 与予測額 × 1.045（2025 年度賃上げ予測分 3）		10 月中 旬 人事委員 会勧告後
(3) 地域経済 の活性化	少なくとも民 間の賃金相場 を押し下げな い金額 ＝民間の賃金 水準の平均金 額	墨田区公契約条例対象の「優れた人材を確保 したい」職種で、ハローワーク墨田の 2024 年 3 月（2023 年度）時点の求人賃金 1 × 1.05（2024 年度賃上げ分 2） × 1.045（2025 年度賃上げ予測分 3）	4	7 月中旬 春闘結果
(4) 条例の効 果の確保	労働報酬下 限額と最賃の差 額の維持・拡 大	2024 年度労働報酬下限額 + 50 円（2024 年 10 月東京都最低賃金の引き上げ額）	1,260	8 月中旬 東京都最 低賃金決 定

- 1 労働需要が高いため、求職賃金を参考とする。但し、求職賃金が（最賃を知らない等の理由から）最低賃金を下回るなど極端に低い場合は、求人賃金（上限・下限の平均）を参考とする。

2 2024 年度賃上げ率は、2024 年度の春闘の賃上げ結果を根拠に 5%とする。

[2024 春闘賃上げ結果 (2024 年 7 月公表)]

連合 (全国)	全体：5.10% (前年同期 3.58%) 300 人未満中小組合：4.45% (同 3.23%) 有期・短時間・契約等労働者：時給 5.74% (同 5.01%)、月給 4.98% (同 3.18%)
東京都	全体：4.78% (前年 3.92%)

3 2025 年度賃上げ予測率は、2024 年度の春闘の賃上げ結果 (2) と、2024 年度から 2025 度までの物価変動の予測を踏まえ、4.5%とする。

[物価上昇]

日本銀行は、経済・物価情勢の展望 (2024 年 7 月) において、消費者物価 (除く生鮮食品) の前年比について、2024 年度に 2% 台後半、2025 年度および 2026 年度は概ね 2% 程度で推移すると予想。2025 年度は 2024 年度比で 0.5% 下落すると仮定。

4 仮に、ハローワーク墨田「職業別有効求人・求職状況、求人賃金状況」2024 年 3 月分のうち、2 職種の平均求人賃金 (時給) を基準として算出 (小数点以下四捨五入) すると以下のとおり。

飲食物調理 (パートタイム常用) : 1,275 円を基準として算出 → 1,400 円

保安職業従事者 (パートタイム常用) : 1,268 円を基準として算出 → 1,391 円

職種別有効求人・求職状況／求人賃金状況（令和6年3月分）

《ハローワーク墨田／フルタイム・常用》



R6.4月30日発行

求人・求職状況						職 種	求人・求職賃金（単位：円）					
有効求人数(単位：人)		有効求職者数(単位：人)		有効求人倍率(単位：倍)			墨 田			東 京		
墨田	東京	墨田	東京	墨田	東京		求人賃金		求職賃金	求人賃金		求職賃金
上限	下限	上限	下限	上限	下限		上限	下限	求職賃金	上限	下限	求職賃金
6,390	198,231	8,067	132,888	0.79	1.49	職 業 計	345,974	248,112	253,912	317,293	235,791	262,042
10	995	32	1,045	0.31	0.95	管 理 的 職 業 従 事 者	365,167	277,333	362,500	393,809	289,073	442,739
1,431	58,608	1,280	26,206	1.12	2.24	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	395,132	254,553	290,667	374,649	256,867	287,325
28	1,876	41	758	0.68	2.47	製 造 技 術 者（開 発）	361,699	277,980	266,667	375,435	242,901	308,273
35	1,575	50	995	0.70	1.58	製 造 技 術 者（開 発 を 除 く）	264,456	215,008	263,333	373,265	242,484	264,106
149	7,562	40	1,021	3.73	7.41	建 築 ・ 土 木 ・ 測 量 技 術 者	449,580	257,514	277,500	448,553	282,965	322,151
511	21,938	321	6,429	1.59	3.41	情 報 処 理 ・ 通 信 技 術 者	472,249	250,643	350,571	464,743	257,323	315,089
18	544	10	251	1.80	2.17	そ の 他 の 技 術 者	412,500	257,500	0	310,574	231,754	329,268
8	639	14	262	0.57	2.44	医 師，歯 科 医 師，獣 医 師，薬 剤 師	328,089	286,357	500,000	441,274	212,738	363,333
160	5,464	121	1,929	1.32	2.83	保 健 師，助 産 師，看 護 師	347,632	286,800	289,000	322,279	275,888	288,112
101	1,866	43	745	2.35	2.50	医 療 技 術 者	316,584	251,228	238,571	324,111	260,057	262,823
68	3,562	59	1,060	1.15	3.36	そ の 他 の 保 健 医 療 従 事 者	319,009	227,573	246,000	297,266	226,001	270,986
284	10,374	140	2,616	2.03	3.97	社 会 福 祉 専 門 職 業 従 事 者	309,656	252,192	254,667	286,109	250,308	232,878
26	671	199	4,351	0.13	0.15	美 術 家，デ ザ イ ナー，写 真 家，映 像 撮 影 者	279,333	228,333	259,474	339,303	233,433	257,430
43	2,537	242	5,789	0.18	0.44	そ の 他 の 専 門 的 職 業	337,200	266,431	285,714	308,899	236,989	298,885
739	23,899	2,706	46,928	0.27	0.51	事 務 従 事 者	301,129	224,724	240,292	271,628	216,871	248,799
378	16,783	2,149	38,065	0.18	0.44	一 般 事 務 従 事 者	281,406	217,420	238,857	259,557	211,060	244,712
204	2,281	251	4,041	0.81	0.56	会 計 事 務 従 事 者	374,023	244,886	253,571	321,191	240,264	266,892
44	1,142	47	688	0.94	1.66	生 産 関 連 事 務 従 事 者	315,600	230,733	236,250	288,970	220,499	257,941
99	2,902	186	2,954	0.53	0.98	営 業 ・ 販 売 事 務 従 事 者	288,624	226,786	239,048	277,556	221,106	269,130
0	61	2	8	---	7.63	外 勤 事 務 従 事 者	0	0	200,000	259,171	202,135	250,000
10	367	11	193	0.91	1.90	運 輸 ・ 郵 便 事 務 従 事 者	0	0	250,000	272,275	226,378	266,341
4	363	60	979	0.07	0.37	事 務 用 機 器 操 作 員	0	0	242,500	282,280	222,470	224,453
333	25,881	520	8,537	0.64	3.03	販 売 従 事 者	325,249	240,269	295,405	322,210	231,848	311,394
61	9,474	185	2,761	0.33	3.43	商 品 販 売 従 事 者	316,384	230,118	225,000	276,966	216,632	271,904
1	1,192	9	283	0.11	4.21	販 売 類 似 職 業 従 事 者	0	0	0	291,889	237,917	299,535
271	15,215	326	5,493	0.83	2.77	営 業 職 業 従 事 者	327,183	242,483	333,542	347,471	239,257	330,234
1,463	41,640	608	9,278	2.41	4.49	サー ビ ス 職 業 従 事 者	375,837	277,471	232,222	278,891	227,459	240,813
0	23	0	42	---	0.55	家 庭 生 活 支 援 サービス 職 業 従 事 者	0	0	0	299,290	242,356	226,667
361	15,150	152	2,138	2.38	7.09	介 護 サービス 職 業 従 事 者	275,925	233,894	216,316	248,412	224,453	229,525
52	1,061	22	359	2.36	2.96	保 健 医 療 サービス 職 業 従 事 者	255,092	209,617	237,500	240,167	207,153	207,792
48	3,799	28	740	1.71	5.13	生 活 衛 生 サービス 職 業 従 事 者	225,000	203,000	214,000	289,081	223,116	235,766
134	11,341	177	2,415	0.76	4.70	飲 食 物 調 理 従 事 者	255,189	217,656	252,609	310,808	233,131	256,209
796	6,807	86	1,587	9.26	4.29	接 客 ・ 給 仕 職 業 従 事 者	418,415	298,600	233,846	315,714	238,692	257,565
11	1,308	66	776	0.17	1.69	居 住 施 設 ・ ビ ル 等 管 理 人	350,000	230,000	203,333	208,317	195,822	198,667
61	2,151	77	1,221	0.79	1.76	そ の 他 の サービス 職 業 従 事 者	313,884	226,759	250,000	268,338	222,481	250,361
646	10,653	66	783	9.79	13.61	保 安 職 業 従 事 者	238,052	207,884	210,833	242,977	206,547	220,392
25	411	31	460	0.81	0.89	農 林 漁 業 従 事 者	228,323	192,073	185,000	288,802	219,229	219,091
451	8,901	368	4,475	1.23	1.99	生 産 工 程 従 事 者	313,060	221,595	246,000	306,778	218,065	240,875
15	82	6	43	2.50	1.91	生 産 設 備 制 御 ・ 監 視 従 事 者（金 属 製 品）	282,667	200,000	0	287,693	210,316	234,000
22	202	8	108	2.75	1.87	生 産 設 備 制 御 ・ 監 視 従 事 者（金 属 製 品 を 除 く）	289,163	229,780	320,000	300,138	223,762	257,692
1	96	1	63	1.00	1.52	機 械 組 立 設 備 制 御 ・ 監 視 従 事 者	0	0	0	310,414	208,526	233,077
110	1,186	61	517	1.80	2.29	製 品 製 造 ・ 加 工 処 理 従 事 者（金 属 製 品）	333,608	225,098	271,818	316,811	222,017	250,784
78	1,840	158	1,619	0.49	1.14	製 品 製 造 ・ 加 工 処 理 従 事 者（金 属 製 品 を 除 く）	264,863	222,384	234,286	273,360	215,822	232,590
35	692	19	495	1.84	1.40	機 械 組 立 従 事 者	303,000	195,800	253,333	311,302	213,063	227,875
143	3,053	30	471	4.77	6.48	機 械 整 備 ・ 修 理 従 事 者	326,830	222,380	242,500	313,039	213,933	263,373
5	82	1	51	5.00	1.61	製 品 検 査 従 事 者（金 属 製 品）	270,000	210,000	0	260,379	214,367	244,000
2	108	1	50	2.00	2.16	製 品 検 査 従 事 者（金 属 製 品 を 除 く）	0	0	200,000	263,157	203,617	223,333
0	175	0	47	---	3.72	機 械 検 査 従 事 者	0	0	0	296,049	213,687	292,222
40	1,385	83	1,011	0.48	1.37	生 産 関 連 ・ 生 産 類 似 作 業 従 事 者	337,964	229,336	247,143	351,391	235,991	238,947
497	10,777	216	3,030	2.30	3.56	輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	279,254	249,605	280,000	281,448	231,275	269,172
0	0	0	9	---	---	鉄 道 運 転 従 事 者	0	0	0	0	0	225,000
442	8,088	154	2,059	2.87	3.93	自 動 車 運 転 従 事 者	268,242	245,891	286,190	273,467	232,900	276,573
1	16	0	19	---	0.84	船 舶 ・ 航 空 機 運 転 従 事 者	0	0	0	475,827	276,142	275,000
5	252	17	247	0.29	1.02	そ の 他 の 輸 送 従 事 者	0	0	200,000	281,454	224,829	257,273
49	2,421	45	696	1.09	3.48	定 置 ・ 建 設 機 械 運 転 従 事 者	324,675	264,925	274,444	295,924	228,518	250,065
426	8,877	88	1,252	4.84	7.09	建 設 ・ 探 掘 従 事 者	376,245	256,025	346,667	377,412	252,187	281,405
104	1,683	16	151	6.50	11.15	建 設 軀 体 工 事 従 事 者	401,322	262,600	0	394,759	265,212	301,852
141	3,717	37	510	3.81	7.29	建 設 従 事 者（建 設 軀 体 工 事 従 事 者 を 除 く）	375,632	260,609	293,333	375,580	249,522	304,356
59	1,521	27	364	2.19	4.18	電 気 工 事 従 事 者	401,182	246,436	400,000	381,275	240,904	264,746
122	1,952	8	227	15.25	8.60	土 木 作 業 従 事 者	332,182	249,818	0	361,843	258,819	247,091
0	4	0	0	---	---	探 掘 従 事 者	0	0	0	0	0	0
369	7,589	727	7,621	0.51	1.00	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	258,932	222,179	226,061	259,155	218,526	219,620
260	3,629	222	2,264	1.17	1.60	運 搬 従 事 者	250,393	219,183	245,000	264,927	223,890	242,693
52	2,541	173	1,800	0.30	1.41	清 掃 従 事 者	277,469	223,381	216,667	251,053	214,446	199,038
2	63	10	118	0.20	0.53	包 装 従 事 者	270,000	240,000	200,000	219,291	201,936	200,667
55	1,356	322	3,439	0.17	0.39	そ の 他 の 運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	279,620	231,336	205,417	259,897	213,665	204,481
0	0	1,425	23,273	---	---	分 類 不 能 の 職 業	0	0	241,961	0	0	254,236
610	25,240	413	8,169	1.48	3.09	I T 関 連 の 職 業	465,086	249,893	336,047	448,084	254,294	302,406
536	23,904	350	7,040	1.53	3.40	I T 技 術 関 連	469,647	250,535	349,231			

※ 有効求人倍率は原数値 ※ 有効求職者はオンライン登録者を含み、有効求人倍率はその数値をもとに算出

※ 常用とは雇用契約において、雇用期間の定めのないか、雇用期間が4ヶ月以上のものである

※ 「IT関連の職業」及び「福祉関係の職業」についてはそれぞれの関連職業から抽出した内数

※ 令和5年4月から「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」にて集計している。

※ 求人賃金は求人票の所定内賃金の上限・下限の平均値 ※ 求職賃金は希望税込み額の平均値

※ 求人賃金(上限・下限)は墨田所で受理された全ての求人(含む都外の就業場所)から算出されております。また対象数が少ない項目などは平均的な数値にならない場合がありますので、ご注意ください。

※ 資料出所：職業安定業務統計

職種別有効求人・求職状況／求人賃金状況（令和6年3月分）

《ハローワーク墨田/パートタイム・常用》



R6.4月30日発行

求人・求職状況						職 種	求人・求職賃金（単位：円）					
有効求人数(単位：人)		有効求職者数(単位：人)		有効求人倍率(単位：倍)			墨 田		東 京		求職賃金	
墨田	東京	墨田	東京	墨田	東京		上限	下限	上限	下限		
2,931	99,622	4,181	65,031	0.70	1.53	職 業 計	1,381	1,270	1,263	1,319	1,218	1,263
0	31	4	109	---	0.28	管 理 的 職 業 従 事 者	0	0	0	1,513	1,263	2,409
443	14,388	411	8,033	1.08	1.79	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	1,850	1,593	1,771	1,722	1,506	1,594
0	11	6	145	---	0.08	製 造 技 術 者（開 発）	0	0	1,200	2,110	1,583	1,477
1	92	13	226	0.08	0.41	製 造 技 術 者（開 発 を 除 く）	0	0	1,150	1,537	1,280	1,240
4	169	10	215	0.40	0.79	建 築 ・ 土 木 ・ 測 量 技 術 者	0	0	1,307	2,216	1,649	1,891
1	132	31	653	0.03	0.20	情 報 処 理 ・ 通 信 技 術 者	0	0	1,550	1,955	1,464	1,909
0	80	3	63	---	1.27	そ の 他 の 技 術 者	0	0	1,100	1,531	1,407	1,648
19	295	20	334	0.95	0.88	医 師，歯 科 医 師，獣 医 師，薬 剤 師	3,409	3,284	3,043	2,496	2,174	2,362
97	3,417	76	1,429	1.28	2.39	保 健 師，助 産 師，看 護 師	2,035	1,886	1,864	1,899	1,734	1,764
56	914	17	333	3.29	2.74	医 療 技 術 者	1,900	1,618	0	2,129	1,877	1,669
26	749	18	345	1.44	2.17	そ の 他 の 保 健 医 療 従 事 者	2,014	1,548	2,400	1,477	1,252	1,467
117	4,922	85	1,418	1.38	3.47	社 会 福 祉 専 門 職 業 従 事 者	1,582	1,431	1,386	1,431	1,311	1,259
3	149	38	801	0.08	0.19	美 術 家，デ ザ イ ナー，写 真 家，映 像 撮 影 者	0	0	2,000	1,582	1,254	1,508
119	3,458	94	2,071	1.27	1.67	そ の 他 の 専 門 的 職 業	1,762	1,349	1,501	1,887	1,463	1,559
357	11,656	1,129	20,288	0.32	0.57	事 務 従 事 者	1,253	1,186	1,235	1,337	1,219	1,232
277	9,125	923	17,504	0.30	0.52	一 般 事 務 従 事 者	1,229	1,184	1,222	1,312	1,210	1,223
44	953	62	1,096	0.71	0.87	会 計 事 務 従 事 者	1,280	1,190	1,289	1,531	1,292	1,265
8	246	28	231	0.29	1.06	生 産 関 連 事 務 従 事 者	1,205	1,111	1,171	1,259	1,197	1,293
20	676	57	636	0.35	1.06	営 業 ・ 販 売 事 務 従 事 者	1,395	1,216	1,307	1,369	1,231	1,320
0	38	1	8	---	4.75	外 勤 事 務 従 事 者	0	0	0	1,347	1,347	1,200
4	299	8	63	0.50	4.75	運 輸 ・ 郵 便 事 務 従 事 者	0	0	0	1,292	1,207	1,371
4	319	50	750	0.08	0.43	事 務 用 機 器 操 作 員	1,225	1,175	1,319	1,342	1,197	1,273
175	5,817	161	2,611	1.09	2.23	販 売 従 事 者	1,199	1,157	1,422	1,230	1,138	1,223
163	5,375	133	2,162	1.23	2.49	商 品 販 売 従 事 者	1,176	1,143	1,171	1,198	1,121	1,178
2	168	5	82	0.40	2.05	販 売 類 似 職 業 従 事 者	0	0	0	1,395	1,215	1,196
10	274	23	367	0.43	0.75	営 業 職 業 従 事 者	1,538	1,366	3,057	1,657	1,367	1,469
788	40,426	466	6,805	1.69	5.94	サー ビ ス 職 業 従 事 者	1,365	1,241	1,179	1,234	1,149	1,194
11	244	5	65	2.20	3.75	家 庭 生 活 支 援 サービス 職 業 従 事 者	1,500	1,200	1,200	1,508	1,321	1,257
330	12,382	103	1,463	3.20	8.46	介 護 サービス 職 業 従 事 者	1,471	1,284	1,162	1,439	1,255	1,214
43	766	19	271	2.26	2.83	保 健 医 療 サービス 職 業 従 事 者	1,180	1,155	1,157	1,364	1,233	1,199
30	1,300	19	280	1.58	4.64	生 活 衛 生 サービス 職 業 従 事 者	1,358	1,229	1,160	1,377	1,191	1,214
163	11,170	125	1,920	1.30	5.82	飲 食 物 調 理 従 事 者	1,335	1,216	1,159	1,131	1,090	1,183
81	8,247	82	1,054	0.99	7.82	接 客 ・ 給 仕 職 業 従 事 者	1,210	1,158	1,221	1,116	1,073	1,191
76	3,018	63	737	1.21	4.09	居 住 施 設 ・ ビ ル 等 管 理 人	1,234	1,227	1,127	1,178	1,172	1,167
54	3,299	50	1,015	1.08	3.25	そ の 他 の サービス 職 業 従 事 者	1,356	1,235	1,258	1,249	1,171	1,204
506	6,211	31	410	16.32	15.15	保 安 職 業 従 事 者	1,336	1,200	1,135	1,319	1,183	1,180
13	266	11	209	1.18	1.27	農 林 漁 業 従 事 者	1,200	1,167	0	1,287	1,175	1,200
89	2,139	102	1,315	0.87	1.63	生 産 工 程 従 事 者	1,272	1,127	1,227	1,266	1,157	1,230
0	7	0	6	---	1.17	生 産 設 備 制 御 ・ 監 視 従 事 者（金 属 製 品）	0	0	0	0	0	1,200
3	24	4	24	0.75	1.00	生 産 設 備 制 御 ・ 監 視 従 事 者（金 属 製 品 を 除 く）	1,200	1,200	0	1,250	1,158	1,544
0	5	4	21	---	0.24	機 械 組 立 設 備 制 御 ・ 監 視 従 事 者	0	0	0	1,301	1,201	1,063
23	141	11	81	2.09	1.74	製 品 製 造 ・ 加 工 処 理 従 事 者（金 属 製 品）	1,476	1,160	1,200	1,534	1,217	1,177
35	1,474	51	651	0.69	2.26	製 品 製 造 ・ 加 工 処 理 従 事 者（金 属 製 品 を 除 く）	1,197	1,108	1,235	1,202	1,132	1,183
15	160	5	156	3.00	1.03	機 械 組 立 従 事 者	1,027	1,018	0	1,238	1,137	1,162
2	101	7	85	0.29	1.19	機 械 整 備 ・ 修 理 従 事 者	0	0	0	1,497	1,307	1,277
2	19	0	12	---	1.58	製 品 検 査 従 事 者（金 属 製 品）	0	0	0	1,416	1,210	1,400
9	71	3	40	3.00	1.78	製 品 検 査 従 事 者（金 属 製 品 を 除 く）	1,225	1,200	0	1,178	1,149	1,121
0	55	1	19	---	2.89	機 械 検 査 従 事 者	0	0	0	1,281	1,171	1,193
0	82	16	220	---	0.37	生 産 関 連 ・ 生 産 類 似 作 業 従 事 者	0	0	1,200	1,700	1,252	1,493
131	2,876	61	918	2.15	3.13	輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	1,347	1,255	1,149	1,308	1,242	1,291
2	2	0	2	---	1.00	鉄 道 運 転 従 事 者	0	0	0	0	0	2,000
121	2,632	52	721	2.33	3.65	自 動 車 運 転 従 事 者	1,331	1,229	1,157	1,304	1,236	1,232
0	3	0	4	---	0.75	船 舶 ・ 航 空 機 運 転 従 事 者	0	0	0	0	0	10,000
2	46	1	47	2.00	0.98	そ の 他 の 輸 送 従 事 者	0	0	1,000	1,367	1,367	1,100
6	193	8	144	0.75	1.34	定 置 ・ 建 設 機 械 運 転 従 事 者	1,450	1,425	1,200	1,352	1,298	1,313
7	181	10	147	0.70	1.23	建 設 ・ 採 掘 従 事 者	0	0	0	1,795	1,446	1,371
0	6	2	17	---	0.35	建 設 軀 体 工 事 従 事 者	0	0	0	1,220	1,020	1,440
3	63	1	67	3.00	0.94	建 設 従 事 者（建 設 軀 体 工 事 従 事 者 を 除 く）	0	0	0	1,768	1,420	1,357
1	44	4	37	0.25	1.19	電 気 工 事 従 事 者	0	0	0	1,839	1,528	1,575
3	68	2	25	1.50	2.72	土 木 作 業 従 事 者	0	0	0	1,847	1,471	1,145
0	0	1	1	---	---	採 掘 従 事 者	0	0	0	0	0	0
422	15,631	784	9,185	0.54	1.70	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	1,208	1,180	1,150	1,201	1,174	1,146
63	1,462	82	999	0.77	1.46	運 搬 従 事 者	1,237	1,185	1,200	1,295	1,218	1,171
258	10,341	286	3,574	0.90	2.89	清 掃 従 事 者	1,215	1,191	1,141	1,198	1,181	1,142
39	368	23	237	1.70	1.55	包 装 従 事 者	1,059	1,059	1,057	1,125	1,103	1,163
62	3,460	393	4,375	0.16	0.79	そ の 他 の 運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	1,154	1,124	1,164	1,183	1,127	1,141
0	0	1,011	15,001	---	---	分 類 不 能 の 職 業	0	0	1,192	0	0	1,205
18	641	79	1,486	0.23	0.43	I T 関 連 の 職 業	1,120	1,094	1,395	1,484	1,254	1,523
1	187	36	764	0.03	0.24	I T 技 術 関 連	0	0	1,480	1,936	1,446	1,766
4	313	40	645	0.10	0.49	I T 操 作 関 連	1,225	1,175	1,310	1,345	1,198	1,282
13	141	3	77	4.33	1.83	I T 製 造 関 連	1,015	1,013	0	1,206	1,129	1,170
556	18,984	221	3,555	2.52	5.34	福 祉 関 連 の 職 業	1,681	1,506	1,475	1,563	1,393	1,478
416	14,916	134	1,903	3.10	7.84	介 護 関 連	1,548	1,357	1,261	1,448	1,279	1,228
140	4,068	87	1,652	1.61	2.46	そ の 他	1,943	1,800	1,864	1,918	1,746	1,723
※ 有効求人倍率は原数値 ※有効求職者はオンライン登録者を含み、有効求人倍率はその数値をもとに算出 ※ 常用とは雇用契約において、雇用期間の定めのないか、雇用期間が4ヶ月以上のもの ※ 「IT関連の職業」及び「福祉関係の職業」についてはそれぞれの関連職業から抽出した内数 ※ 令和5年4月から「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」にて集計している。 ※ 求人賃金は求人票の所定内賃金の上限・下限の平均値 ※ 求職賃金は希望税込み額の平均値							※ 求人賃金(上限・下限)は墨田所で受理された全ての求人(含む都外の就業場所)から算出されております。また対象数が少ない項目などは平均的な数値にならない場合がありますので、ご注意ください。 ※ 資料出所: 職業安定業務統計					

※ 有効求人倍率は原数値 ※ 有効求職者はオンライン登録者を含み、有効求人倍率はその数値をもとに算出

※ 常用とは雇用契約において、雇用期間の定めのないか、雇用期間が4ヶ月以上のもの

※ 「IT関連の職業」及び「福祉関係の職業」についてはそれぞれの関連職業から抽出した内数

※ 令和5年4月から「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」にて集計している。

※ 求人賃金は求人票の所定内賃金の上限・下限の平均値 ※ 求職賃金は希望税込込み額の平均値

※ 求人賃金(上限・下限)は墨田所で受理された全ての求人(含む都外の就業場所)から算出されております。また対象数が少ない項目などは平均的な数値にならない場合がありますので、ご注意ください。

※ 資料出所：職業安定業務統計



6 墨総契第 3 1 3 号
令和 6 年 1 0 月 1 1 日

墨田区公契約審議会会長
鈴木 利 治 様

墨田区長 山 本



令和 7 年度労働報酬下限額の設定について（諮問）

墨田区公契約条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問事項
令和 7 年度労働報酬下限額の設定について
- 2 答申を希望する時期
令和 6 年 1 2 月